

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定	（共同参画社会推進課）	一
○生活保護法による医療機関の指定（二件）	（社会福祉課）	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（二件）	（同）	三
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	四
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	（同）	四
○生活保護法による施術者の指定	（同）	四
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	（同）	四
○県営土地改良事業の換地処分	（農村整備課）	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（二件）	（水産林政総務課）	五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立（二件）	（水産業振興課）	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（新産業振興課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（会計課）	六
○教育委員会定例会の開催		六
○宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則	公安委員会	七

## 告 示

○宮城県告示第七百五号  
青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
令和五年十一月十七日

### 一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	書籍	芸能界絶品悩殺SEXYSショット大解放SP ISBN9781418671419	株式会社ブレインハウス
二	書籍	特ダネTABOO! 47実りの美女大豊作号 ISBN9781418921217	株式会社インテルフィン
三	雑誌	裏モノJAPANA12月号 2023 01805112	株式会社鉄人社
四	雑誌	アサ芸Secret! Vol. 84 20018111/1	株式会社徳間書店
五	雑誌	実話ナックルズGOLD Vol. 34 68549107	株式会社大洋図書
六	雑誌	ナックルズ極ベスト vol. 36 68549113	株式会社大洋図書
七	雑誌	実話BUNKA超タブー2023 11月号 05159111	株式会社コアマガジン
八	書籍	人気女優&アイドル激レアお宝大暴露スペシャル ISBN9781418671419	株式会社ブレインハウス
九	雑誌	カネを出せ! 背筋に感じる凶悪犯の吐息 53456137	株式会社コアマガジン
十	雑誌	週刊実話サ・タブー週刊実話増刊12月5日号 20327112/5	株式会社日本ジャーナル出版

### 二 指定理由

図書類の内容が、一、二の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、三から十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると

認められる。

○宮城県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仙台調剤名取店	名取市愛島塩手字下田一一九一四	令和五年十月一日
甲子調剤薬局	柴田郡大河原町甲子町三一	令和五年十月一日
めでしまのさと内科クリニック	名取市愛島郷一六一二八	令和四年十月一日
網小医院	石巻市長渡浜杉一三三三	令和五年九月一日
かしまだい中央眼科	大崎市鹿島台木間塚字小谷地三八三番地五	令和五年四月一日
ダック調剤薬局	石巻市鹿妻北二丁目二一七	令和五年十月一日
ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二〇一三	令和五年十月一日
ミリオン薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字小金丁四九一	令和五年十月一日
さく薬局水明店	石巻市大橋二二一五	令和五年十月一日
有限会社星薬局あけぼの店	石巻市あけぼの一五一六	令和五年十月一日
薬局虹の風	石巻市須江字皮剥一〇五一四	令和五年十月一日
有限会社塗薬局	塩竈市北浜二一七一四	令和五年十月一日
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	令和五年十月二十九日

○宮城県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十

うさぎ薬局	白石市兔作四〇一二	令和五年十月一日
山田内科医院	多賀城市下馬三一三三三	令和五年十月二十二日
大友歯科医院	岩沼市中央三一五二二	令和五年十月一日
大手町歯科クリニック	岩沼市大手町三一五	令和五年十月一日
一迫内科クリニック	栗原市一迫真坂字真坂町東六六一	令和五年十月一日
まさと歯科医院	栗原市瀬峰下田一九八一	令和五年十月一日
野蒜ヶ丘歯科医院	東松島市野蒜ヶ丘二丁目二四番地一	令和五年十月一日
富谷中央病院	富谷市上桜木二一〇一六	令和五年十月一日
マリン調剤薬局上桜木店	富谷市上桜木二一〇一七	令和五年十月一日
ヨツメヤ薬局鳥井先店	刈田郡蔵王町宮字鳥井先七一	令和五年十月一日
板橋胃腸科肛門科	亶理郡亶理町逢隈中泉字沼添七四一	令和五年十月一日
医療法人マコト歯科医院	亶理郡亶理町上茨田一一	令和五年十月十一日
城南薬局	亶理郡亶理町館南八五一七	令和五年十月一日
まごころ調剤薬局松島店	宮城県松島町高城字町六二番地三	令和五年十月一日
なんごう薬局	遠田郡美里町木間塚字砂押六〇一二	令和五年十月一日
女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山一〇七番地一	令和五年十月一日
志津川歯科クリニック	本吉郡南三陸町志津川字南町二〇三番地七	令和五年十月一日
星陵あすか病院	大崎市古川稲葉二丁目三番一五号	令和五年五月一日

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮調剤薬局	白石市福岡深谷字一本松一六	令和五年九月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 大街道店	石巻市大街道北三丁目一番七号	令和五年九月一日
銀河薬局泉沢店	塩竈市泉沢町二番五号	令和五年九月一日
有限会社斎藤薬局	石巻市蛇田字新埴寺一九〇一五	令和五年九月一日
桑島内科消化器科クリニック	名取市箱塚一丁目一九一三五	令和五年九月一日
カメイ調剤薬局松島店	宮城県松島町高城字浜一六八	令和五年九月一日
なの花薬局	加美郡加美町字西町二四一	令和五年九月一日
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二〇〇	令和五年九月一日
たじり中央クリニック	大崎市田尻沼部字新富岡三二一七	令和五年九月一日
有限会社大槻薬局東新町店	柴田郡大河原町字東新町一〇一	令和五年九月一日
みうら眼科医院	登米市中田町石森字加賀野二丁目五二一五	令和五年九月一日
大河原調剤薬局	柴田郡大河原町字新南二八一一	令和五年九月一日
宮城県立精神医療センター	名取市手倉田字山無番地	令和五年四月一日
つつみ内科外科こどもクリニック	白石市字清水小路六	令和四年四月一日
株式会社中央薬局末広店	石巻市末広町二二三二	令和五年九月一日
ひまわり薬局	多賀城市大代五一一一五	令和五年九月一日

登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二五	令和五年九月一日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七四一	令和五年九月一日
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二三一四	令和五年九月一日
医療法人社団清靖会PF CHOSPITAL	大崎市古川中島町一八	令和五年九月一日
宮城調剤薬局古川駅前店	大崎市古川駅前大通一三三三六	令和五年九月一日
医療法人本多友愛会仙南 中央病院	柴田郡柴田町北船岡一三一	令和五年九月一日
村川医院	柴田郡柴田町船岡中央二一九一六	令和五年九月一日
宮城調剤薬局中新田店	加美郡加美町字百目木一番二四一	令和五年九月一日
つくし薬局名取増田店	名取市増田七三三三	令和五年九月一日
なとり内科・内視鏡クリニック	名取市田高字原五九七名取メディカルモール二〇二	令和五年九月一日
宮城県済生会こどもクリニック	富谷市成田八丁目四番地六	令和五年八月十七日
松島病院	宮城県松島町高城字浜一番地二六	令和四年七月一日
医療法人社団晃和会あい ざわクリニック	気仙沼市東新城二丁目九の一	令和五年九月一日

○宮城県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
猪苗代歯科医院	気仙沼市松川前三一A	令和五年八月二十七日

○宮城県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社ササイ薬局	栗原市若柳字川北新町一六	令和五年七月二十四日

○宮城県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	変更新後	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
リハビリ訪問看護ステーションつばさ仙南	巨理郡巨理町逢隈田沢字早川七五一 一 巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二四 六―三			令和五年十月一日

○宮城県告示第七百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
吉岡ホワイト歯科	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目六一二	令和五年九月三十日

○宮城県告示第七百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
一條 卓司	一條鍼灸整骨院	柴田郡柴田町船岡中央一丁目二―五	令和五年七月二十八日

○宮城県告示第七百一十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	変更新後	氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
高橋 智美	まごころマッサージ治療院 まごころマッサージ治療院仙台北			仙台市宮城野区宮千代二―三―一 渡正ビル一〇―一号室 仙台市泉区八乙女中央五丁目一八一―一五 サニースポット八乙女一〇三号室	令和五年八月二十一日

○宮城県告示第七百一十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

広瀬沼地区（1分区）

二 処分の年月日

令和五年十一月一日

○宮城県告示第七百十五号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 六十四加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち戸倉 底土の区域	令和五年十一 月一日	本吉郡南三陸町戸倉字 戸倉三十二一八 三浦孝幸 本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六一五 後藤新太郎	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	七人

○宮城県告示第七百十六号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 六十五加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の志津 川支所の地区 のうち波伝 谷、坂本の区 域	令和五年十一 月一日	本吉郡南三陸町戸倉字 坂本百六十一一 三浦明弘 本吉郡南三陸町戸倉字 波伝谷百八十六一十二 星和明	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	十一人

○宮城県告示第七百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、石巻地区加入区について、同法第二百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、七ヶ浜町加入区について、同法第二百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約百八十八万九千九百一十キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部新産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 丸紅新電力株式会社 東京都中央区大手町一丁目四番二号
- 五 落札金額 六千五百二十三万二千四百二十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年九月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務システム端末装置等機器賃借、導入設定及び保守業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 五千六十六万八千八百円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年十月二十日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年十一月十七日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

- 一 日 時 令和五年十一月二十二日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件
  - 第一号議案 職員の人事について
  - 第二号議案 第二期宮城県教育振興基本計画（改訂版）（案）について
- 四 傍聴者の定員 十二人
- 五 傍聴手続
  - 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
  - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問い合わせ先
  - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

# 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第12号

宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

令和5年11月17日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

## 宮城県警察留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。（以下「法」という。））第18条の規定に基づき、留置施設に対して行う実地監査（以下単に「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(実施計画)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査を実施するための計画（以下「実地監査計画」という。）を策定し、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(実施項目)

第4条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 留置施設の管理運営に関すること。

(2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第5条 実地監査は、留置担当官その他の関係職員からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第6条 本部長は、実地監査計画に従い、その指定する監査官に実地監査を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、その指定する監査官に臨時に実地監査を行わせるものとする。

(留意事項)

第7条 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。

(2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(3) 必要な限度を超えて関係職員の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(報告)

第8条 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。